

## プラントメーカーとの訴訟結果のご報告

室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の住民の皆様には、日頃から当広域連合の廃棄物行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

当広域連合が取り組んでまいりましたプラントメーカーとの民事訴訟が終結いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

当広域連合のごみ処理施設(メルトタワー)では、運営会社との契約額を大きく超える運営費用がかかっておりますが、稼働開始(平成15年度)から平成24年度までは、メルトタワーを建設したプラントメーカーがその超えた費用を負担しておりました。しかし、平成25年度からプラントメーカーが負担を拒否し、やむなく当広域連合が暫定的にその費用を負担してまいりました。当広域連合は、プラントメーカーに契約上の負担責任があると考え、平成26年9月に民事訴訟で損害賠償を求めました。

第一審の東京地方裁判所は、プラントメーカーの契約上の負担責任を認めましたが、平成24年度までに契約上の責任限度を超える費用負担をしたとして、プラントメーカーにはそれ以上負担する責任はないと判断しました。当広域連合はそれを不服として東京高等裁判所に控訴いたしましたが、控訴審では一転してプラントメーカーには契約上の負担責任がないとして、当方の主張は退けられました。

当広域連合では、不当な判決と考え、最高裁判所への上告を構成市町で協議いたしました。民事訴訟法の上告理由に該当しないことから、上告は難しいとの結論に至り、苦渋の決断ではありましたが、上告を断念することいたしました。

平成26年に提訴して以来、できる限りの取り組みをしてまいりましたが、結果として終結までに約5年かかり、ご不安とご心配をかけましたことに、心からお詫び申し上げます。

結果を受け止め、新ごみ焼却施設の建設や運営に今回の教訓を生かし、将来に向けて住民の皆様の負担軽減を図ることが、広域連合長の責務と考えております。今後ともご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

令和元年8月

西いぶり広域連合長 青山 剛

## 裁判の経過概要

平成 26 年 9 月 12 日：訴状提出（東京地方裁判所）  
（※口頭弁論を 5 回、弁論準備手続きを 21 回開催）  
平成 30 年 7 月 19 日：口頭弁論終結  
平成 30 年 12 月 13 日：原審（1 審）判決言渡し  
平成 30 年 12 月 26 日：控訴状提出（東京高等裁判所）  
平成 31 年 3 月 26 日：口頭弁論終結（※控訴審の審理はこの 1 回のみ）  
令和 元年 6 月 13 日：控訴審（2 審）判決言渡し

## 判決の概要

### (1) 主な請求の趣旨

プラントメーカー（＝被告、被控訴人）は、西いぶり広域連合（＝原告、控訴人）に対し、連帯して 3 億 0215 万 5948 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年 6 分の割合による金員（金銭）を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求める。

### (2) 訴訟の争点と原審、控訴審の判断

ポイント: ①プラントメーカーに契約上の責任（性能保証責任）があるか。②損害が発生したか。

	内容	原審判決（東京地裁）	控訴審判決（東京高裁）
争点 1	平成 17 年 3 月 31 日までに性能保証事項を満たすことが出来なくなると認められるか。	認められる （原告の主張どおり）	認められない （被控訴人の主張どおり）
争点 2	当該事態（※性能保証事項が満たされない状態）が改善され、広域連合の承諾が得られたと認められるか。	認められない （原告の主張どおり）	判断しない
争点 3	当該事態が改善され、広域連合の承諾が得られた時から起算してその後 2 年間性能保証事項を満たしていたと認められるか。	認められない （原告の主張どおり）	判断しない
争点 4	原告の損害額。	判断しない	判断しない
争点 5	被告らは、責任限度の規定の適用により性能保証責任を免責されるか。	免責される （被告の主張どおり）	判断しない
予備的請求	基本協定書の株主支援の不履行に基づく損害賠償請求 ※原審判決を受け、控訴審で追加した。 ※プラントメーカーは、運営会社の株主。		理由がない （被控訴人の主張どおり）